

一般財団法人ローカルファースト財団会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人ローカルファースト財団（以下「財団」という。）の会員について、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員資格)

第2条 財団の主旨及び目的に賛同し、財団の会費を納入する個人又は団体のうち、財団の公益事業活動を積極的に支援しようとする者は、財団の会員になることができる。

(入会及び会費)

第3条 新たに会員になろうとする者は、次の会費を納入のうえ、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 団体会員 10口以上（1口1千円）

(2) 個人会員 3口以上（1口1千円）

2 会員は、入会后、毎年度会費を納入しなければならない。

(会費の変更)

第4条 理事長は、理事会の決議を経て、会費の額を変更できる。

(会員証)

第5条 会員には、会員証を発行する。

(会費の用途)

第6条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(資格喪失等)

第7条 会員は、次の各号に該当する場合、会員資格を失う。

(1) 退会の届け出があったとき。

(2) 会費の払い込みを引き続いて3年間行わなかったとき。

(3) 団体会員である法人が解散又は廃業したとき。

(4) 個人会員が死亡したとき。

(5) 理事会が決議したとき。

2 会員は、次の各号に該当する場合、会員資格を停止する。

(1) 休会の申出があったとき。

(2) 会費の払い込みを1年間行わなかったとき。

3 前2項の規定により退会又は休会した会員が納入した年会費については、これを返還しない。

(退会手続き)

第8条 会員は、退会届を理事長に届け出ることによって、いつでも退会できる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年6月10日から施行する。